（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第二条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成十八年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第八条中「新規則」を「保険業法施行規則（以下「規則」という。）」に改める。

附則第二十五条中「新規則」を「規則」に改める。

附則第二十六条第一項中「及び附則第三十八条」を「、附則第三十七条の三及び第三十八条」に改め、同条第二項第二号中「附則第三十八条第一項」を「附則第三十八条」に改める。

附則第二十七条中「新規則」を「規則」に改める。

附則第二十九条中「新規則」を「規則」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改める。

附則第三十条から第三十二条まで、第三十五条第一項第十号、第三十六条第一項第十一号及び同条第三項の規定中「新規則」を「規則」に改める。

附則第三十七条中「附則第三条第三号」を「附則第三条第一項第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（低発生率保険）

第三十七条の二　改正令附則第三条第一項第七号に規定する内閣府令で定める保険は、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険（自動車の運行に係るものを除く。）とする。

（業務運営に関する措置）

第三十七条の三　令第一条の六に定める金額を超え改正令附則第三条に定める金額以下である保険の引受けを行う特定保険業者であった少額短期保険業者等者に対する規則第二百十一条の三十の規定の適用については、同条第三号イ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等は、保険金額が改正令附則第三条に定める期間において同条に定める金額以下の保険の引受けを行うことができること。」と、同号ロ中「こと。」とあるのは「こと。ただし、特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の被保険者について引き受ける全ての保険の保険金額の合計額について、改正令附則第三条に定める期間において一の被保険者が既被保険者（同条第二項に規定する既被保険者をいう。以下このロにおいて同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）を超えてはならないこと。」と、同号ハ中「少額短期保険業者が」とあるのは「特定保険業者であった少額短期保険業者等が一の保険契約者について引き受ける全ての保険の被保険者の総数は百人を超えてはならないこと又は」とする。

附則第三十八条第一項中「すべて」を「全て」に、「が五千万円（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険（令第三十八条の九第一項に規定する低発生率保険をいう。以下この条において同じ。）を含むものがある場合には、一億円（当該一の被保険者当たりの低発生率保険に係る保険金額の合計額及び低発生率保険以外の保険に係る保険金額の合計額がそれぞれ五千万円以下である場合に限る。）」を「について、一の被保険者が既被保険者（改正令附則第三条第二項に規定する既被保険者をいう。以下この条において同じ。）である場合にあっては、当該一の被保険者当たり一億円（同条第一項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については五千万円）、一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、当該一の被保険者当たり六千万円（同項第一号から第六号までに掲げる保険の保険金額の合計額については三千万円）」に改め、同条第二項中「百人を超えないための適切な措置」の下に「又は規則第二百十一条の三十第三号ハに規定する総保険金額が同号ハに規定する上限総保険金額（同号ハに規定する特例上限総保険金額を含む。）を超えないための適切な措置」を加え、「附則第三条」を「附則第三条第一項各号」に、「（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあっては、同条第六号を除く。）に定める金額」を「に定める金額（一の被保険者が既被保険者（当該保険の区分と同項各号に掲げる保険の区分が同一の保険に係る既被保険者に限る。）以外の者である場合にあっては、同項各号に定める金額に五分の三（同項第二号に掲げる保険にあっては、三分の二）を乗じて得た金額）」に改める。

附則第四十五条中「新規則」を「規則」に改める。

（保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三条　保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「あるのは「旧平成十七年改正法」と」の下に「、旧平成十八年改正府令附則第十六条中「第二百十一条の六十四の規定の適用については、同条第二項第三号」とあるのは「第二百十一条の六十三の二及び第二百十一条の六十四の規定の適用については、規則第二百十一条の六十三の二及び第二百十一条の六十四第二項第三号」と」を加え、同条第二項中「新規則第二百十一条の六十三」を「第二百十一条の六十三」に、「新規則第二百十一条の六十一から第二百十一条の六十六」を「第二百十一条の六十一から第二百十一条の六十六まで（第二百十一条の六十三の二を除く。）」に、「新規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分」を「規則第二百十一条の六十一各号列記以外の部分」に、「新規則第二百十一条の六十二」を「規則第二百十一条の六十二」に、「新規則第二百十一条の六十三中」を「規則第二百十一条の六十三中」に、「新規則第二百十一条の六十四第一項」を「規則第二百十一条の六十四第一項」に改め、「同項第六号中「移転会社」とあるのは「移転業者」と」の下に「、「移転対象契約」とあるのは「、移転対象契約（旧平成十七年改正法附則第四条第七項において読み替えて適用する法第二百七十二条の二十九において準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。以下この項及び第二百十一条の六十六において同じ。）と」を加え、「の前条」を「の第二百十一条の六十三」に、「新規則第二百十一条の六十五」を「規則第二百十一条の六十六」に、「新規則第二百十一条の六十六」を「規則第二百十一条の六十八」に、「新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、」を「規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」と、」に、「新規則第二百十一条の六十四の」を「規則第二百十一条の六十四の」に、「新規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とある」を「規則第二百十一条の六十四第二項第十三号の規定は適用しない」とある」に、「新規則第二百十一条の六十四第二項第十二号の三」を「規則第二百十一条の六十四第二項第十二号の三」に、「新規則第二百十一条の六十九の」を「規則第二百十一条の六十九の」に、「新規則第二百十一条の六十八」を「規則第二百十一条の六十八」に、「新規則第二百十一条の六十九第一項」を「規則第二百十一条の六十九第一項」に、「新規則第二百十一条の七十第一項」を「規則第二百十一条の七十第一項」に、「新規則第二百十一条の七十の」を「規則第二百十一条の七十の」に、「新規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二」を「規則第二百十一条の六十九第二項第六号の二」に改め、「同条中「改正法」とあるのは「旧平成十七年改正法附則第五条第八項の規定により読み替えて適用する旧平成十七年改正法」と」の下に「「新規則」とあるのは「規則」と」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、保険業法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年七月二十日）から施行する。ただし、第二条中保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二十六条第一項の改正規定、第三十七条の改正規定、同条の次に次の二条を加える改正規定並びに第三十八条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「附則第三条」を「附則第三条第一項各号」に改める部分及び「（当該一の被保険者について引き受けるすべての保険のうちに低発生率保険を含むものがある場合にあっては、同条第六号を除く。）に定める金額」を「に定める金額（一の被保険者が既被保険者以外の者である場合にあっては、同項各号に定める金額に五分の三（同項第二号に掲げる保険にあっては、三分の二）を乗じて得た金額）」に改める部分に限る。）は、平成二十五年四月一日から施行する。